

秋の交通安全県民運動実施要綱

運動期間：令和2年9月21日（月）～9月30日（水）

交通事故死ゼロを目指す日：令和2年9月30日（水）

運動の目的	この運動は、県民一人ひとりが、交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践することにより、交通事故を防止することを目的とする。
運動の進め方	実施機関・団体は、相互の連携を密にして、地域や組織の実情に即した実効性のある交通安全運動を展開するものとする。

運動の重点及び実施事項

重点	子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保	高齢運転者等の安全運転の励行	夕暮れ時と夜間の交通事故防止	飲酒運転等の危険運転の防止
運転者・歩行者は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 横断歩道に横断者がいるときは、一時停止して横断者を優先させましょう。 ○ 道路横断の方法や安全確認等正しい交通ルール・マナーを実践しましょう。 ○ 交通事故を誘発する「ながら運転」「歩きスマホ」はやめましょう。 ○ 「自転車安全利用五則」を守りましょう。 ○ 自転車保険に加入しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加齢に伴う身体機能の変化に応じて、体調や天候、道路状況等を考えた安全運転に努めましょう。 ○ 運転中に携帯電話を使用する等の「ながら運転」はやめましょう。 ○ 車に乗る全ての人がシートベルトを正しく着用しましょう。 ○ チャイルドシートは、子供の体格に合ったものを使用し、正しく取り付けましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夕暮れ時・夜間に外出するときは、反射材用品や明るい服装を着用しましょう。 ○ 運転者は、早めにライトを点灯し、ハイビームを効果的に活用しましょう。 ○ 自転車は、早めにライトを点灯し、反射材用品等を装着しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転は犯罪です。「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」ことを徹底しましょう。 ○ 二日酔い運転しないよう、運転前にアルコールが残っていないか確認しましょう。 ○ 「飲酒運転かな?」と思ったら、迷わず110番通報しましょう。 ○ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って、運転しましょう。
家庭・地域・職場では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子供と高齢者に対する交通安全指導、保護啓発活動を推進しましょう。 ○ 交通上の危険な箇所や道路への飛び出し等の危険性、身元に着きた交通事故について話し合いましょう。 ○ 交通安全マップ等により交通危険箇所を把握しましょう。 ○ 自転車保険の加入状況について確認しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自家用車から公共交通機関等への移動手段の変更等について話し合いましょう。 ○ セーフティ・サポートカーの導入を検討しましょう。 ○ シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性について話し合いましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 反射材用品等の視認効果や使用方法について、確認しましょう。 ○ 街頭での交通安全指導、保護啓発活動を推進しましょう。 ○ 従業員に対して夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起をしましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転による事故の悲惨さや責任の重さについて話し合いましょう。 ○ 車を運転することを知らず酒を飲めること、酒を飲んで運転するおそれのある人に車を貸すこと、飲酒運転の車に同乗することは犯罪です。お互いに注意合いましょう。 ○ ドライブレコーダーの設置を検討しましょう。
実施機関・団体では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県自転車条例の周知に努めましょう。 ○ 横断歩道マナーアップ運動を積極的に推進しましょう。 ○ 自転車保険への加入促進等に関する広報啓発活動を推進しましょう。 ○ 街頭での交通安全指導、保護啓発活動を推進しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ セーフティ・サポートカーなどの普及を促進しましょう。 ○ 安全運転啓発窓口の周知を図りましょう。 ○ 横断歩道マナーアップ運動を積極的に推進しましょう。 ○ 運転免許自主返納制度に対する支援施策を促進しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 反射材用品の装着やライト点灯を促進する広報啓発活動を推進しましょう。 ○ 街頭での交通安全指導、保護啓発活動を推進しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県飲酒運転罰減条例の周知に努めましょう。 ○ 企業・店は飲酒運転罰減宣言企業（店）に登録し「ハンドルキーパー運動」を積極的に推進しましょう。 ○ 妨害運転を受けた場合の対処方法に関する広報啓発活動を推進しましょう。

自転車安全利用五則 ① 自転車は車道が原則、歩道は例外 ② 車道は左側を通行

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 ④ 安全ルールを守る ⑤ 子どもはヘルメットを着用